

令和 3 年 9 月

江南市議会建設産業委員会会議録

9月16日

江南市議会建設産業委員会会議録

令和3年9月16日〔木曜日〕午前9時30分開議

議 題

- 議案第57号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 議案第58号 江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
- 議案第59号 江南市都市公園条例の一部改正について
- 議案第69号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
都市整備部
の所管に属する歳入歳出
経済環境部
水道部
の所管に属する歳出
第3条 地方債の補正のうち
橋りょう長寿命化事業
- 議案第71号 令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち
経済環境部
都市整備部
水道部
の所管に属する歳入歳出
- 議案第76号 令和2年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第79号 令和2年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議案第80号 令和2年度江南市下水道事業会計決算認定について
行政視察について
研修会について

出席委員（7名）

委員長	片山裕之君	副委員長	岡本英明君
委員	鈴木貢君	委員	稲山明敏君
委員	尾関昭君	委員	中野裕二君
委員	三輪陽子君		

欠席委員（0名）

委員外議員（9名）

議長	堀元君	議員	河合正猛君
議員	宮地友治君	議員	古池勝英君
議員	牧野圭佑君	議員	大藪豊数君
議員	宮田達男君	議員	石原資泰君
議員	長尾光春君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長	石黒稔通君	副主幹	前田昌彦君
主事	山田都香君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
経済環境部長	平野勝庸君
都市整備部長兼危機管理監	野田憲一君
水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長	古田義幸君
商工観光課長	横山敦也君

商工観光課主幹	藤 田 明 恵 君
商工観光課副主幹	宇佐見 裕 二 君
農政課長	菱 川 秀 之 君
農政課副主幹	岩 田 浩 和 君
環境課長	牛 尾 和 司 君
環境課主幹	前 田 茂 貴 君
都市計画課長	石 坂 育 己 君
都市計画課主幹	影 山 壯 司 君
都市計画課副主幹	小 島 宏 征 君
都市整備課長	鵜 飼 篤 市 君
都市整備課副主幹	山 本 健太郎 君
土木課長	酒 匂 智 宏 君
土木課主幹	小 池 浩 司 君
土木課副主幹	柴 垣 伸 道 君
建築課長	村 瀬 猛 君
建築課副主幹	源 内 隆 哲 君
防災安全課長兼防災センター所長	石 川 晶 崇 君
防災安全課主幹	大 矢 幸 弘 君
水道部下水道課長	伊 藤 達 也 君
水道部下水道課主幹	吉 本 晴 永 君
水道部下水道課副主幹	青 山 裕 泰 君
水道部下水道課副主幹	大 池 慎 治 君

水道部下水道課副主幹 今 枝 寛 君

水道事業水道部水道課主幹 尾 関 高 啓 君

水道事業水道部水道課副主幹 加 藤 考 訓 君

水道事業水道部水道課副主幹 安 田 裕 一 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

中 村 雄 一 君

こども政策課長

稲 田 剛 君

○委員長 ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

おはようございます。いっときの勢いはなくなりましたが、まだまだ江南市におきましても新型コロナウイルスの感染者が毎日のように出続けております。

今月から学校も始まりました。ワクチンを子供たちは打てないということでごさいます、その子供たちに及ぼす影響が非常に心配ではございますけれども、私たちが今すべきことは、まず一人一人が感染対策を十分に、自分だけじゃなくて家族とか周りの方たちを守るとい、そういった意識が非常に大切ではないかと思っております。

本日も新型コロナウイルス感染対策の予防のため、この委員会におきましてもマスクの着用は適宜といたします。

また、残暑もまだまだ続いてございますので、クールビズも可として進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日も多くの議案が付託されております。いずれも大切な案件ばかりでございますので、慎重な御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

そして、本日、稲山委員におかれましては遅れて来られるという報告を受けております。私も了承しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、市長から挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

去る 9 月 2 日に 9 月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ここで、市長は公務のため退席されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 57 号 江南市勤労

会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてをはじめ10議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上、必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第57号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

○委員長　それでは最初に、議案第57号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長　それでは、議案第57号につきまして御説明申し上げますので、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第57号 江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、28ページ及び29ページには、江南市勤労会館、展

望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）を、30ページから34ページまで、参考といたしまして条例案の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　よろしくお願ひします。

ほとんどのところが値上げなんですけれども、このテニスコートだけが値下げになっています。その稼働率というのか、どのぐらい使われているのかということと、なぜ値下げになったかということと、すいとぴあ江南は、例えば小研修室とか研修室がかなりほかの公民館や学供より値段が高いんですよ。例えば小研修室でいうと2時間で560円とか、研修室が1,690円とか、これは管理者がそういうふうで設定しているんだと思うんですけど、今回ここは見直されなかった理由が分かれば教えてください。

○商工観光課長　テニスコートの稼働率につきましては、令和元年度で申し上げますと、利用区分で申し上げますと1,376区分でございます。令和2年度は、コロナ禍ではありましたが、屋外の施設ということもございまして、利用区分で申し上げますと1,285区分ということでございます。

あと値下げにつきましては、市全体の使用料・手数料の見直しの中で、受益者負担と公費負担の適正化を図るという中で見直されたということになりまして、他の施設で申し上げますと、市営のテニスコートなどとも合わせるという形も取っておりますので、テニスコートの利用料金については値下げという形を取らせていただいております。

小研修室や研修室は、もともとの値段設定のときからのこともございますので、ほかの施設よりも高いということもあるかもしれませんが、今回は先ほど申し上げました受益者負担と公費負担の適正化という中で、市全体の中で考えた際には見直しの対象にならなかったという認識でおりますので、よろしくお願ひいたします。

○三輪委員　ちょっと今、矛盾すると思うんですよ。テニスコートの場合は、ほかのコートとの調整を図り、でも研修室や小研修室については、ほか

との見直しをしていないという感じなので、ちょっとよく分からないんですけど、小研修室なんかの、多分利用が少ないんじゃないか、かなり高いし、自転車で行けない、不便というのものもあるかと思うんですけども、とにかくすいとぴあ江南を多くの方に使っていただけるようなところで、できればこちら辺も今後もし見直すようなことがあれば考えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○鈴木委員 全体的に、すいとぴあ江南だけではなしに、今回いろんな条例の改正ということで値上げの案件が多いわけですけど、そもそも確認で、聞き漏らしていれば申し訳ないんですが、先回の価格というのは、何年ぶりの条例改正になるんですか、この料金に関しての。

○商工観光課長 前回の使用料・手数料の見直しの改定の施行時期といたしましては、平成29年4月1日でございます。全体的な使用料・手数料の見直しについてということで、5年ごとの平均的な見直しということになっておりますので、平成29年度からの5年後ということで、次の令和4年の4月1日に向けて、今回、改正の条例を上げさせていただいておるところでございます。

○鈴木委員 一応5年に1回見直すということの中での、今回一つのそういった時期になったということだけだと。

ほかにもあるんですけど、今回特に値上げになっているヘルスルーム270円が350円。ちょっと危惧するのは、値上げすることは、経費がかかって根拠があればしょうがないんですけど、心配することは、それによって利用率がまた下がってくるんじゃないかなと、こういうことがあります。

その点についてどのように考えているかということが1点と、それからもう一点は、値上げ幅の、ここでいうと、ほかにもありますけれども、270円を350円にする、延べ80円ぐらい上がったわけですけど、この値上げ幅の根拠、どういった視点で上げられたかと、このことについてお聞かせください。

○商工観光課長 今回の利用料金の値上げに伴います影響額というところからまず御説明させていただきますと、商工観光課で独自にテニスコート、テニスコートは値下げなんですけれども、スカイルームやヘルスルーム、あとカラオケ室、娯楽室といったところが値上げになるわけなんですけれども、

令和元年度の利用者数を基にした値上げの影響額で申し上げますと、約47万円の利用料収入の増加になるということになります。

平成29年度から令和元年度までの3年間の平均の利用者数で見ますと約48万円ということで、令和元年度単年度と比較した場合とそんなには変わらないところなんです、皆さん御存じのとおり、昨年度、今年度もコロナの影響のほうが、こういった影響額よりも大きく上回ってしまっているところかなと思っておりますが、なかなかコロナの蔓延状況も、どのように終息していくのか見通せない中で、この値上げ分だけではなく、コロナの影響も含めてで、売上げといいますか利用率の向上だとか収支の改善といったものを今後考えていかなきゃいけないと思っております。

あと値上げにつきましては、全体的な使用料・手数料の見直しの中で、すいとぴあ江南におけます人件費、あと施設維持管理費だとか、事務費だとか、こういったところを算定しましたところ、値上げではなく値下げにテニスコートはなりましたし、ほかのヘルスルームにつきましては値上げになったということでございます。

- 鈴木委員　今、説明を聞きまして、値上げの根拠というものと、それから今後のそういった値上げすることによる利用率についての考え方を伺ったんですけど、これはあくまでも要望ということなんですけど、これをすることによって、途中で利用率ががっと下がって、コロナ禍という特殊事情があるというものの、その対応も含めて、将来的には、今、御説明があったように、諸経費、そういったものを加味して、その5年の見直しでという値上げをしましたよということだと思っておりますけれど、そのことがよかれと思ってやるのが、特に利用者、逆に、コロナ禍で非常に比較するのは難しいかもしれませんが、要するに収入が減ってしまったと。値上げ分が吸収できる分よしかもはるかに減ってしまったという部分があるので、そのうちは一応条例としてはあるものの、状況を見て、ある程度基本の条例はそのままだったとしても、何か期間の特則をつけるだとか、そんなことも含めて、元も子もなくなるような、利用者を下げてしまうような、そんなことだけ十分慎重に考えて、特にここは福祉会館ですから、そういう市民の利用、利便性を含めて、状況を見て柔軟な対応をしていただきたいと思いますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

○委員長 要望として、よろしくお願いします。

ほかに。

○中野委員 ヘルスルームの件なんですけれども、これって今、利用の状況はどのようになっているのかということと、K T Xアリーナのほうで同じような施設があって、K T Xアリーナが620円でしたっけ、これ今、ヘルスルームが600円ということで、その辺の利用の金額の差異についてどのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいんですけど。

○商工観光課長 ヘルスルームの利用者数で申し上げますと、令和元年度が1,929人でございます。令和2年度は、部分休館だとかの影響もございまして、コロナで皆さん自粛されたりという影響もございまして、令和2年度では969名でございます。

あと、ヘルスルームの利用料金につきましては、改定前が270円、改定後が350円ということで、こちら先ほどからの繰り返しになってしまうんですが、人件費やいろいろ事務費などを基に算定して、あとは受益者負担と公費負担の適正化というところで、こういった料金を設定させていただいたというところでございます。

○中野委員 もう一点はテニスコートのほうなんですけど、これは申し訳ないです。私のうろ覚えなんですけど、テニスコートってたしか修繕をされていると思うんですけど、その金額というのは、ここの受益者負担に加味してこの金額を算定されているのか、そうじゃないのか、その辺をお聞きしたいんですけども。

○商工観光課長 全体的な見直しの中で、人件費や事務費のほかにも施設維持管理費といったところも加味されておりますので、当然そういった修繕費のお金が発生しておるところから考えますと、全てというわけではないと思いますが、間接的には加味されているものだと考えております。

○中野委員 分かりました。分かったような分からんような。

○委員長 ほかに質問はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 46 分 休 憩

午前 9 時 46 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 賛成者、挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号 江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第58号 江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 それでは、江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書の35ページをお願いいたします。

令和3年議案第58号 江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚はねていただきまして、36ページ、37ページをお願いいたします。

36ページに江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）、37ページには江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 この100円から150円に値上げをした理由とといいますか、根拠です。一般廃棄物10キログラムというのは大体どんなものがあるのかとか、

昨年これで処理されたのが何件ぐらいあるのか、分かれば教えてください。

- 環境課長　　まず、どういうふうにしたかということですが、これはすいとびあ江南の西側にある江南市一般廃棄物最終処分場へ一般廃棄物を搬入するときの処理手数料でございますが、最終処分場の維持管理に係る事業費、また人件費を搬入量で割りまして10キログラム当たりの単価を算出しております。ただ、今回、全庁的に手数料の見直しに当たり激変緩和ということで、今まで100円でしたので、1.5倍までということで、今回150円ということで変更させていただくということでございます。

搬入するものは、一般廃棄物の最終処分場ですので、ふだん資源ごみ集積場に出していただく埋立てごみ、お茶わんだとか、陶器の割れたものだとか、電球だとか、ガラスのコップだとか、そういったものを搬入していただくときの手数料でございます。

どれぐらい搬入があったかということですが、埋立てごみにつきましては、皆さん資源ごみ集積場に出されておりますので、過去いろいろ調べてみましたけれども、一番最後に搬入があったのは平成24年、520キログラムで歳入が4,368円でした。それ以後は搬入実績はございません。

- 三輪委員　　確認なんです、これは一般市民が持ち込んだときということで、業者とかが私たちが出したものを持っていったときのものではないということで、ほとんどこれは今使われていないということなんですね。

- 環境課長　　条例の23条にありますけれども、一般廃棄物の収集運搬及び処理に関して、市民などから一般廃棄物処理手数料をとということです、市民等は想定は市民だとか事業者がありますけれども、今のところは搬入する実績はないということでございます。

- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 52 分　　休　憩

午前 9 時 52 分　　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号 江南市都市公園条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第59号 江南市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。

○都市整備部長兼危機管理監 江南市都市公園条例の一部改正について御審議に当たり、関係するこども政策課とスポーツ推進課の課長にも同席させておりますので、よろしくお願ひいたします。

○都市計画課長 それでは、令和3年議案第59号 江南市都市公園条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案書の38ページをお願いいたします。

江南市都市公園条例の一部改正についてでございます。

次に、議案書の39ページ、40ページには、江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）を、議案書の41ページから44ページには、参考といたしまして新旧対照表を掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 値上げは前の議案と同じだと思うんですけど、コミュニティ・プールのことなんですが、もう一度確認で、コミュニティ・プールを今回廃止ということにした理由と、今後、この跡地といいますか、ここをどういうふうにしていくのか、もし何か決まっていることがあればお願ひします。

○こども政策課長 まず、コミュニティ・プールを廃止する理由でございます

す。

プールの施設の長寿命化を図りまして継続していただくためには、プール槽や配管設備、管理棟などの大規模改修が必要となってまいります。そうしていきますと、さらなる経費が想定されますので、再配置計画において令和4年度の廃止が決定したためでございます。

そして、その後の跡地利用についてですが、現在のところは、いつまでに何にするかということはまだ決まっておきませんので、庁内でまた決めさせていただきながら、議会にも御相談させていただきながら決めていきたいと思っております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時55分　休　憩

午前9時55分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号　令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

経済環境部

水道部

の所管に属する歳出

第3条 地方債の補正のうち

橋りょう長寿命化事業

○委員長 続いて、議案第69号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、都市整備部の所管に属する歳入歳出、経済環境部、水道部の所管に属する歳出、第3条 地方債の補正のうち、橋りょう長寿命化事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、経済環境部環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 それでは、環境課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書の114ページ、115ページをお願いいたします。

上段でございます4款2項1目清掃費で、2億62万2,000円の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、115ページの説明欄をお願いします。

上段のごみ処理施設建設事業等基金管理事業では2億円の増額、その下、清掃施設整備等事業で62万2,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長 農政課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

議案書の114ページ、115ページをお願いいたします。

下段の6款1項1目農業費で、説明欄にございます農業振興事業の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続きまして商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 それでは、議案第69号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）のうち、商工観光課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の116ページをお願いいたします。

最上段、7款1項1目商工費、説明欄、地場産業活力向上事業で454万5,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて都市整備部土木課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 議案第69号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）のうち、土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の116ページ、117ページの中段をお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。

1目の道路橋りょう費に1億4,412万4,000円の増額と財源更正の補正をお願いするものでございます。

117ページの説明欄をお願いいたします。

道路施設長寿命化事業といたしまして587万6,000円の減額と財源更正の補正を、また道路側溝・舗装等整備事業といたしまして1億5,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○三輪委員　　もう一回確認をさせていただきたいんですが、橋梁の委託が、たしか市から県に行ったということだったと思うんですけど、その経緯と、あと道路側溝・舗装等整備事業に1億5,000万円補正がついたのはよかったと思うんですけども、今、地域とかから側溝ですとか道路の補修のがすごく出ていると思うので、それに対してどの程度これで対応できるのかということが、分かれば教えてください。

○土木課長　　まず、道路施設長寿命化事業につきましては、今年度に入ってから青木川第4調節池の工事を担当する一宮建設事務所から、今後、調節池上流側の青木川の拡幅、または河道掘削を予定しているとの情報提供がありまして、そこに存在します五明橋につきまして、令和6年度以降の架け替えの対象となることが判明したため、五明橋の橋梁工事を減額するものでございます。

また、設計委託の補助金の入替えにつきましては、工事費を減額したことによりまして、補助金の対象となるものがなくなったわけなんですけれども、国のほうと協議したところ、設計委託のほうに充ててもいいということになりましたので、設計委託を単市で計上していたものを補助金の対象としたものでございます。

また、もう一つの道路側溝・舗装等整備事業の進捗につきましては、要望書に対応した率で申し上げさせていただきますけれども、令和2年度の要望の進捗率が62%、令和3年度分の要望書に対する進捗率は47%でございますので、令和3年度分も60%ぐらいに行くのではないかなと思っております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長 都市整備課所管の令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書の118ページ、119ページをお願いいたします。

上段、8款4項2目都市整備費は419万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○三輪委員 会計年度任用職員を1人新たに雇うということだったと思うんですけども、今ここで増やす必要があるという理由を教えてください。

○都市整備課長 今回、7月1日に人事異動がございまして、会計年度任用職員ではなく、正職員の1名増員に伴う増額でございます。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市計画課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長 都市整備部都市整備課所管の令和3年度一般会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出につきまして御説明申し上げますので、議案書の118ページ、119ページをお願いいたします。

上段の8款4項3目公園緑地費に58万8,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

なお、補正予算説明資料の9ページに位置図を掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○三輪委員　議案質疑でも行いましたが、土地鑑定をするということは、この土地を買って公園にするという前提だと思うんですけども、その前提をつくるには、今ここに本当にすぐ、この土地を買って大きな公園を造らなければならないという理由というか、そういうものが要ると思うんですけども、地元要望等があるという話はあるんですけども、例えば布袋地区でいいますと1号公園の整備というのも入っておりますよね。あと、五明公園というのも、結構立派な公園もありますし、財政危機なのか危機じゃないのかよく分からないんですけど、今どうしてもこの時期にお金をかけて土地を買い、さらに整備するとなると、どういう公園になるかによっても違うんですけど、南と北が全く違う公園ですので、かなりのお金がかかりますし、維持管理というのも大きい公園になればなるほど必要だと思うんですけども、そこら辺の見通しを示していただいた上で測量するというのが順番じゃないかと思うんですけども、その辺りはいかがなんでしょう。

○都市計画課長　まず、公園整備の必要性につきましては、議案質疑のほうでも御答弁させていただいておりますけれども、緑の基本計画におきまして南部地域の緑の拠点として位置づけておりまして、活用の推進を検討しております。

また、都市公園、市民1人当たりの公園面積ということで、南部地域は0.4平方メートルということで、今、市域全体でいくと4.0平方メートルございます。そういう中で、南部地域というのは確かに1号公園のこれから整備を予定していますし、五明公園もあるんですけども、まだまだ不足している状況ということで、必要性については高いと感じております。

今回、補正予算でという話なんですけれども、これにつきましては、今、使用貸借の借地契約をして南北の公園の整備をしておるわけなんですけど、こ

こちらの契約が令和4年6月24日までということになっています。それ以降の更新につきまして、宗教法人久昌寺のほうと話をする中で、今回要望でも出ておりますが、解体をして、建物を壊して買ってほしいという話が出ております。その条件としては、今すぐ買ってほしいということが言われておりました。借地の部分に関しても、もし買わないのであれば返してほしいということをおっしゃっております。

ですので、先ほど申しましたように、南部地域における都市公園の必要性から、相手方のそういった要望もありまして、この補正で久昌寺公園の拡張整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○三輪委員　公園面積でいうと、例えば江南市の真ん中辺りがほとんど公園がないと思うんですよね。南部は、議案質疑でも言ったんですけど、お寺とか、神社とか、田んぼとか、そういうところもあるということで、この時期にこれだけ買うとなると、かなりの金額となるんですけども、無償でということなら整備もいいかなと思うんですけど、高額なお金で買うというところについて、一般市民というか、市全体の方としては疑問があるんじゃないかなというふうなことを思うんですけども。

○都市計画課長　先ほど申しましたように、令和4年6月24日以降は更新をしていただけないということですので、今の公園自体は返さないといけないということになります。市としては、返すのであれば、当然ですけども、公園の機能がなくなるということで、更地にして返さないといけないという状況もありますので、この必要性は高いと考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○尾関委員　御意見を申し上げさせていただきます。

我々議員というのは、公園を増やせと言っておる一方で、増やそうとすると、何でこの時期に増やすんだと、本当にわがままな人種でして申し訳ないなと思っておるんですけど、ただ一番僕が大事だなと思うのは、今回、いろいろ駆け引きとはいいませんが、条件が重なっていい方向に動くのが買い取るのだと認識していますので、私は理解しているんですけども、一番今後考えなくちゃいけないなと思っているのは、よく答弁の中で、土地

利用につきましては今後検討しますという答弁をいただくんですけども、そうではなくて、まず広場は確保されるわけですので、木賀のコミュニティ・プールの跡地もそうですけれども、広場としてまず確保しますとか、もしくは駐車場として使いますとか、何らか使い道は決めて、広場を使いながら今後のさらなる活用を考えますということのほうがいいのかなという僕の思いがありますので、ぜひ買ったとかいうか、新たな土地が発生したときは、まず広場になるだけでも十分災害時の避難場所にも確保できますので、その辺り、お願いしたいなという意見です。

○委員長 要望という形でよろしいですか。

ほかに。

○中野委員 確認の意味でお聞きしたいんですけども、今回の実施計画を見ると4,500万ぐらいでしたっけ、購入費用が。面積をその金額で取得できるというのは、おおむね安価に取得できるのかなあと感じているんですけども、今、行政改革か何かでコンパクトシティの考え方がありますよね、人口を真ん中のほうに集中させていくという。今、南部のほうで、人もあそこはお見えになるので、そういう考え方があるのかどうか分かんないんですけども、今そういうコンパクトシティの考え方で、都市部に集中させていくという考え方で南の部分の土地を購入して公園整備していくというところが何となく矛盾するのかなあというのがあるので、その辺の考え方を確認の意味でお聞きしたいんですけども。

○都市計画課長 確かに立地適正化の中で、居住の区域を設定してそこへ誘導するという考えというのはありますけど、それは一定規模の人口密度を確保していくということが大事ですので、強制的にそこへどンドン人を呼び込むということではなくて、ある一定以上の人口密度というのを保たないといけないという考えです。

江南市の場合は、調整区域の人口密度が県内でも1位ということで、非常に高い地域です。そういう中で、もちろん人口減少社会の中では、調整区域も市街化区域も減少していくんだと思うんですけど、まだまだ今現状においては人口密度もありますし、今後も今ある集落というのがなくなるわけじゃないと思いますので、現在のコミュニティーというのも維持していかないと

いけない。それは多分今後も続くと思います。そういう中で、やはりこういった公園というのも当然必要だと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして水道部下水道課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 水道部下水道課所管の一般会計に関わる補正予算について御説明させていただきます。

歳出について御説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の118ページ、119ページの下段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

内容につきましては、119ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

下水道経営事業において、繰出金として1,858万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほどの議案第73号 令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）で御説明させていただきます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前10時18分 休 憩

午前10時18分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号 令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

- 委員長 続きまして、議案第71号 令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 都市整備課長 議案書の137ページ、令和3年議案第71号 令和3年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

議案書の138ページ、139ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出補正予算を、140ページ、141ページには歳入歳出補正予算事項別明細書を掲げております。

歳入につきまして、142ページ、143ページの上段、4款1項1目1節一般会計繰入金を掲げております。

歳出につきましては、下段、1款1項1目総務管理費を掲げております。歳入歳出それぞれ419万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足して説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

- 委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございますか。

- 三輪委員 さっきので、なぜ今必要で、どういうお仕事をされるのかというのを聞いてもいいですか。

- 都市整備課長 この区画整理事業でございますけど、今、担当グループの構成でございますけど、4月当初は、グループリーダーにつきましては他

のグループとの兼務でございます。なお、グループ員として1名という体制で行ってきておりました。都市整備課、今年度でございますけど、布袋地区の鉄道高架事業が中盤を迎えておりました、関連工事等を多数実施している状況でございます。各グループでの共同体制によって応じておりますけど、この区画整理事業につきましては令和6年度末を事業施行完了としておりました、鉄道高架化に伴いまして、今後、側道整備等の残工事、また町名・町界の決定、本換地処分等の事務を進めていく必要があります、これらの事業を着実に進めていく必要がありますことから、7月1日付で都市整備部内の人事異動を行ったものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前10時22分　休　憩

午前10時22分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第73号　令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長　続きまして、議案第73号　令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　それでは、議案書の157ページをお願いいたします。

令和3年議案第73号　令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第1

号) について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額を定めております。

はねていただきまして、158ページには企業債の限度額の補正及び他会計からの補助金の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明といたしまして、159ページから163ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表を掲げております。

はねていただきまして、164ページ、165ページの補正予算の事項別明細書をお願いいたします。

収益的収入につきましては、1款2項6目消費税及び地方消費税還付金を掲げております。

はねていただきまして、166ページ、167ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款1項1目企業債から5項2目他会計補助金までを掲げております。

はねていただきまして、168ページ、169ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、1款1項1目污水管きよ整備費及び2目雨水施設整備費を掲げております。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願い申し上げます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。
暫時休憩します。

午前10時25分 休 憩

午前10時25分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち
経済環境部
都市整備部
水道部
の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査の方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、経済環境部商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらをお願いします。

○商工観光課長 それでは、議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、商工観光課が所管します内容を御説明申し上げますので、令和2年度一般会計歳入歳出決算書及び附属資料を御覧ください。

初めに、歳入でございます。

56ページ、57ページをお願いいたします。

最下段の14款1項4目1節労働使用料でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

中段の15款2項6目1節商工費補助金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段やや上の15款4項5目1節商工費交付金と、そのやや下の15款4項8目1節労働費交付金でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

中段の16款2項5目1節商工費補助金でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段の16款3項4目1節商工費委託金でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

上段の19款1項1目1節基金繰入金のうち、備考欄、商工観光課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金と最下段の21款3項1目1節貸付金元利収入でございます。

次に、86ページ、87ページをお願いいたします。

最上段の21款5項2目11節雑入のうち、備考欄、商工観光課分、建物総合損害共済災害共済金ほか4項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

238ページ、239ページをお願いいたします。

最下段の5款1項1目労働費につきましては、はねていただきまして、240ページ、241ページの最上段、備考欄、就業相談等運営事業から、下段、すいとびあ江南維持運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）まででございます。

次に、248ページ、249ページをお願いいたします。

下段の7款1項1目商工費につきまして、備考欄、人件費等から、はねていただきまして、256ページ、257ページの上段、観光協会事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○中野委員　予算外執行についてお聞きしたいんですけども、商工観光課って予算外執行はございましたか。

○商工観光課長　商工観光課につきましては、予算外執行は2件ございまして、1つ目は新型コロナウイルス感染症経済対策事業のうち、江南市飲食店応援事業で予算外執行のほうをしておりますが、補正予算のほうを計上させていただいておりますので、説明のほうは省略させていただきたいと思いま

す。

もう一点につきましては、これも新型コロナウイルス感染症経済対策事業の一つなのですが、プレミアム付商品券発行支援事業につきましても予算外執行のほうをさせていただいておりますが、こちらも補正予算のほうを計上させていただいておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

○委員長　ほかの質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長　農政課所管の決算につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

上段の14款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料でございます。

次に74ページ、75ページをお願いいたします。

中段の16款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

最上段の16款4項2目農林水産業費交付金、1節農業費交付金でございます。また、最下段にあります17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、農政課の所管につきまして、備考欄の最上段にございます江南市森林環境譲与税基金利子でございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

最上段の21款4項1目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

上段の21款5項2目雑入、11節雑入のうち、農政課の所管につきましては、備考欄の上段にございます農業者年金及び離農給付金支給業務代でございます。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。

下段の22款 1 項 2 目農林水産業債、 1 節農業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

240ページ、241ページをお願いいたします。

最下段から248ページ、249ページ中段にかけまして6款 1 項 1 目農業費でございます。

次に、その下、6款 2 項 1 目林業費でございます。

以上が農政課の決算でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○三輪委員　　243ページに農業人材力強化総合支援事業ということなんですけれども、これがどんなふうに使われているのか。今、担い手不足というのがすごく言われていると思うんですけれども、この補助金の使い道、あとその下にも18、農業経営所得安定対策推進事業の一番下の農業者経営所得安定対策推進事業費補助金というのがあるんですが、この2つの使い道というか、どんなふうに使われていたか、教えてください。

○農政課長　　最初に、担い手育成支援事業ということで、認定新規就農者の国の助成制度でございますけれども、年間最大150万円の支給がございます。今、認定新規就農者につきましては、夫婦を2人として入れまして11人の方がお見えになります。その内訳としまして、継続者がまず6人、150万円を支給していただいて900万円。次、夫婦の方の継続者もございまして、2人の方が225万円。そして、新規が3人お見えになりまして、そのうち1人が年間150万円支給されています。残りの2人の方は、途中から認定されたので75万円ということで、合計が1,425万円ということになります。

もう一つの農業者経営所得安定対策推進事業の補助金についてということでございますけれども、これにつきましては、75ページの園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金というのが122万2,000円というふうに計上させていただいて、そのうちの一部がこちらのほうの負担金となります。

この補助金につきましては、これは国の助成制度であります経営所得安定

対策と水田活用の直接支払交付金について、国が申請者に直接交付金を交付するために、交付金の申請手続、支払い事務等が円滑に進められるよう、支援や制度の推進活動などに係る経費に対して、市と江南市農業再生協議会に助成をしているものでございます。

実際には、その中で水田活用の直接支払交付金という方で、1人この交付金を受けている方がお見えになりまして、その方の申請手続等、支援をしているということで、市と江南市農業再生協議会に助成しているということでございますので、江南市農業再生協議会の負担金が、先ほどの歳出の金額となります。

○委員長　ほかに。

○鈴木委員　少し関連して、今、年間150万円ということで支援されているということなんですが、これは何年期限があると思うんですが、その期限と、それから実際問題どれぐらいの耕作のエリア、要するに補助金が出る期間が終わると自立せないかと。そういうことを考えると、耕作の規模、それからそういった自立できるような支援というのは具体的にどのようなプロセスで市は取り組んでおられるか。要するに、150万円がなくなったら、それで生活が苦しくなってしまって自立できないということもあり得るかもしれませんので、そんなことも含めてどういったフォローをされているか、その部分だけ分かれば教えてください。

○農政課長　最初に期限というか、支援を受ける期間というのは5年でございます。

新規就農者の耕作規模というのは、今、資料をそろえておりませんので、後でまた説明をさせていただきます。

そして、自立ということで、市のほうがどのような支援をしているかということでございますけれども、当然、新規就農者たちは土地を所有しておりませんので、そういう土地を、やりたい地区があると思いますので、そういう地区を市としてあっせんして、仲介に入って土地のほうを確保しております。

5年間の中で、自立できるかなという新規就農者も見えます。そういった中で、何が足りないのか、何が今後必要なのかというところを年2回面談し

ておりますので、そういった中で助言をして、もしそこでも自立できない方には、正直なところ難しいんじゃないかというようなことも言ったこともございます。

今後、支援が終わった後、どのように支援していくかということにつきましては、有機野菜という方がほとんどでございまして、例えばこれから有機野菜というものは農林水産省からも支援していくということもございまして、まず大事なものは、市民の方に江南市の農業者は何を作っているのかとか、そういったものをPRしつつ江南市の農業のPRに努めて、販路の確保に努めていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員 非常に大変なことで、この前も聞いて、2人ぐらいの方が離農されたということを伺いました。そうした中で、一定の収入がなければ、やりたくてもやれないというのが本音だと思うんです。担い手育成支援事業で頑張ろうということですね、若い方が。そういうことを思うと、本当は350万円とか、500万円とか、それぐらい収益が取れるようなプロセスというかプランというものをしっかりして、とにかく頑張れ頑張れと従事者にするだけではいけない気がしますので。これは支援しているのがJAなのかどうかちょっと分かりませんが、その付近のプロセス、年収、本当は500万円ぐらいはないとやっているメリットがないのかもしれないけれども、150万円とは言わずに、なくなった、それでも300万円、350万円という見通しがしっかり立てられるような、耕作する者、それから販路も含めて、そうしたことも一体的に、最終的にそこで頑張って300万円ぐらいは稼げるぞというような見通しがつけるところまで5年間の間にしていかないと、150万円がなくなりました、はい、それまでの世界になりますので、そこの分だけ。なかなか言うはやすしなんですけど、そのところを少し継続して農業従事者を増やしていくためには、こぞって抽せんで選ぶぐらいな魅力ある業種としてしていただけるような工夫、支援をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思っております。以上です。

○委員長 要望としてお願いします。

○中野委員 先ほど同様、予算外執行って件数はあったのかなかったのか。

○農政課長 農政課のほうはございません。

○中野委員　　ちょっと違う件なんですけれども、243ページの害鳥等駆除事業なんですけれども、今はやっぱりカラス、ごみの関係だったりとか、ふん害だったりとかって市民の人から結構多くて、今大体年間どれぐらい駆除をしていて、今後その辺の駆除の件数というか、その辺の考え方はどのようにお考えなのかお聞きしたいんですけれども。

○農政課長　　カラスの駆除につきましては、令和2年度は164羽駆除をしております。昨年12月まで、予察ということで、これから農産物の被害を受けるだろうというところで、ある民地の土地にカラスのおりを作って、中におとりのカラスを入れて捕獲しておりました。それが昨年、土地の所有者から土地を返してほしいという話がございます、今、予察というおりが撤去をされまして、なくて、ほとんどカラスを今捕獲していない状況であります。

市民からも、そういったカラスがかなり多く出ているという話も聞いておりました、まだ具体的にどのような対策を取るかというのは、そういう捕獲するおりとかもお金が高いもんですから、その辺、今後財政担当者と協議しながら進めていきたいなと思ひまして、まだ具体的な対策というのは今の中では考えてはおりません。

○中野委員　　毎年大体150羽ぐらいは捕獲していたんですよね。

○農政課長　　これまでは予察という形で捕っておりました。

○中野委員　　これは要望という形になるんですけれども、毎年150羽ぐらい捕獲していたやつが今後捕獲しないと、かなりカラスの数が増えちゃうんで、その辺を早急に財政的に充てていただいて、捕獲を進めていただきたいなと思いますので、春先、5月、6月ぐらいだと、ふんとか、鳴き声だったりとか、そういう苦情が私のほうにも市民の方から来るもんですから、その辺は早急に予算をつけて動いていただきたいと思います。お願いいたします。

○委員長　　要望としてお願いします。

ほかに質疑はございますか。

○三輪委員　　あと1点、249ページの森林環境譲与税基金管理事業ということで、積立金というふうに今はやっていると思うんですけれど、これも市民というか国民から集めた税金なんですけど、これの具体的な使い道というんですか、今後これをどういうふうに使っていくかというのは、何か今、計画

があるのでしょうか。

- 農政課長 農政課のほうの所管では、全課に森林環境譲与税の用途について周知をしております。そういった中で情報を提供して調査しております、そこから上がったものを財政当局と予算編成の中で決定されていくという流れになっております。

今後については、令和3年度までは予算の中で多分お示しされているので説明は省略させていただきますけれども、令和4年度以降については、今年も全課のほうで周知を今している中で、いろいろ上がってくれば、それを財政課のほうに提供して、希望する課と財政課の中で決められていきますので、私どもが今後どこに使われるかというのは把握をしております。

- 委員長 ほかに質疑はありますか。

- 稲山委員 教えてほしいのが1点ありまして、245ページの、ちょっと質問の内容が違うかもしれませんが、国有農地管理等事務1万7,000円の件なんだけど、国有農地、たしか力長地区に国有農地があったと思うんだけど、現在どうなっておるのか教えてほしいんだけど。

- 農政課長 国有農地管理事業の中に2つ実はございまして、1つが先ほど委員が言われた力長町にある田んぼと、もう一つは鹿子島町生島にある畑、2つございます。その管理を県から委託されて、うちのほうで管理しているという中で、力長町につきましては、今までは力長農協という方たちが耕作をしております、そこから借地料の徴収事務を行ってまいりました。ですが、今はその土地について、国が売るということで競売にかけたんですが、不調に終わりました、管理するところが愛知県が独自で今やっています、市にいろいろ協力を求められながら管理しているというところでございます。

- 稲山委員 分かりました。以前からちょっと面倒を見られんよというような話を聞いておりましたので、その辺どうなったかなということでお聞きした。あとついでであれですけど、249ページ、次の宮田導水路の親水・景観保全事業の修繕料のインフラ整備の内容を教えてほしいんだけど。このインフラ施設の。

- 農政課長 インフラ施設の修繕費ということなんですが、せせらぎ水路というのがございまして、そこに水が流れると。水を流すための水中ポンプが

あるんですが、令和2年度は水中ポンプの付随している水位計が壊れまして、それを修理いたしました。

- 稲山委員 ポンプの修理。
- 農政課長 水位計ですね。
- 委員長 ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課に行く前に、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

午前10時50分 休 憩

午前11時04分 開 議

- 委員長 休憩前に続きまして再開のほうをさせていただきます。

始める前に、後ろのほうの方から、マイクの音が聞こえないというお声をいただきました。マイクをできるだけ、横になっている状態ではなくて、口元につけてお話のほうをしていただけるようお願いいたします。

それでは、環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 環境課長 それでは、環境課の決算について御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

決算書の56ページ、57ページをお願いします。

下段になりますが、14款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いします。

上段の14款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いします。

中段、15款4項2目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いします。

上段の16款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、備考欄の環境課分でございます。

その下、同じく2節清掃費補助金でございます。

1枚はねていただきまして、76ページ、77ページをお願いします。

中段、16款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金でございます。

そして、同じページの最下段、16款4項1目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金、備考欄の環境課分でございます。

1枚はねていただきまして、78ページ、79ページをお願いします。

下段の17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、備考欄の環境課分でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いします。

上段の19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、備考欄の環境課分でございます。

1枚はねていただきまして、84ページ、85ページをお願いします。

下段の21款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売捌代金でございます。

1枚はねていただきまして、86ページ、87ページをお願いします。

中段の21款5項2目雑入、11節雑入、備考欄のうち、環境課分でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

224ページ、225ページをお願いいたします。

224ページ、225ページの下段、4款1項2目環境保全費で、226ページ、227ページの下段まででございます。

1枚はねていただきまして、228ページ、229ページをお願いします。

上段、4款2項1目清掃費で、238ページ、239ページの下段まででございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○三輪委員　227ページの温暖化防止事業の中の住宅用地球温暖化対策設備設置補助事業というので、太陽光発電とかのことかなと思うんですけども、この補助金の申請件数とどの程度かということをお教えください。

○環境課長　令和2年度の申請件数でございますが、住宅用太陽光発電システムが45件、定置用リチウムイオン蓄電池システムが28件……。すみません、

予算のほうを言いましたので訂正いたします。

令和2年度の決算ですけれども、住宅用太陽光発電システムが51件、定置用リチウムイオン蓄電池システムが17件、家庭用エネルギー管理システムが12件、電気自動車等給電システムが1件、一体型としまして、太陽光発電・蓄電池・HEMSの一体型が17件、あと一体型として、太陽光・外皮・HEMSの一体型が8件、全部で120件でございました。

○三輪委員　　今、地球環境を何とかしなくてはというのが本当に大きな課題だと思います。それで、一体型での申請というふうになっているので、例えば今は太陽光を設置されている方が、蓄電池だけまた新たにという場合は、多分申請できないんじゃないかと思うんですけど、これに関していろいろつけたいという方が、高額なんだけど補助があればやりたいなということもあるので、何とか皆さんが太陽光だとか、それを蓄電するという方向で行けるように、補助の在り方ですね、それを見直していただけるといいかなと思うんですけど、その辺りは何かお考えはありますか。

○環境課長　　江南市の補助金ですけれども、県の補助金をいただいている関係上、県の考え方に沿って実施しておりますけれども、今、三輪委員が言われました蓄電池については単独で補助できるので、太陽光発電、パネルのほうですね、パネルのほうは補助が単独ではありませんけれども、蓄電池システムはできますので。

それと今後ですけれども、言われましたように温暖化の関係、非常に重要になってきておりますので、県の動き、国の動き、近隣市町の動きを十分調査しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員　　確認ということで、229ページ中段にごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業という。大体想像がつくんですが、この件と、その次のページの可燃ごみ収集運搬事業というのがありますけれども、何を聞きたいかという、まず初めにごみ減量対策の事業というのは、多分人件費が大半だと思うんですが、どういった項目になっておるか教えていただけますか。報酬とかいろいろ書いてございますけど。

○環境課長　　229ページのごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業、報

酬でございますけれども、本庁で勤務しております会計年度任用職員、9時から15時30分ということで、平成30年にリノベーションでゴミ減量グループが環境事業センターのほうへ統合したことに伴い、ゴミの関係部署はなくなりましたので、その対応のために会計年度任用職員を1名、ここに置いております。

○鈴木委員　具体的にはどういったようなゴミ減量に関する取組をされているんでしょうかね。

○環境課長　本庁のほうは、今、環境対策グループしかありませんので、本庁のほうにカラスよけネットを借りに見えたりだとか、集団回収の申請だとか、ちょっとしたお尋ね事、ゴミの分別の相談だとか、そういった部分を担う職員になっております。

○鈴木委員　その件については大体分かりました。

次に可燃ゴミの、これは収集運搬事業ですが、これは今、週2回やっている、大体各地域、これに代わるところの収集費用ということで理解してよろしいでしょうか。

○環境課長　そのとおりでございます。

○鈴木委員　実はちょっと気になることがございまして、ここで細々と言うのは、最近、草木剪定枝、これについては基本的に各地域の資源ゴミ回収で、非常に協力的にやっていただいているんですが、ただ普通の可燃ゴミに相当数出される方がいまだに、これはしょうがないとは思いますが、資源ゴミ回収の前日だとかね、極端な話。そんなこともありますけれども、この辺は可燃ゴミの推移、ざくっとこの数年の増減についてどうですか。

○環境課長　家庭系可燃ゴミの江南丹羽環境管理組合への搬入量で申し上げますと、平成30年度が1万4,317トン、令和元年度が1万4,455トン、令和2年度が1万4,370トン、ほぼ横ばい状態になっております。

○鈴木委員　コロナ禍の割には努力しているということも言えるかもしれませんが、いずれにしても、これ以上減らそうとすると、今、一生懸命やっていただいているので、乾いた雑巾とは言わんけれども、そういう剪定枝も結構多くありますので、その付近の認識、どんどん出されても、昔は別に収集に回りますよと、まとまった分というのは。その対応は今どうされて

いますかね。

- 環境課長 可燃ごみ集積場に草剪定枝が出ていた場合、20袋以上出ていた場合は、収集業者から環境事業センターのほうに報告がありますので、職員が別回収して草剪定枝として処理をいたしております。
- 鈴木委員 昨年度、また今年度は、どれぐらいそういった別途出動した経緯はありますか。
- 環境課長 詳しい集計はしておりませんが、週に二、三回はあります。
- 鈴木委員 分かりました。非常にそれは経費もかかりますので、できたらもう一度、せつかく資源ごみ回収でやっているの、少し意識でストックしていただいて、いろんな諸事情、御家庭であるかもしれませんが、少しこういった剪定枝を資源ごみにしてほしいと。たまに、特に草が繁茂して、刈りどきとかあると思いますので、そういった時期なんか市民の方への喚起をしていくと。こういうことを、刈られたら極力資源ごみ回収にお願いしたいと。要するに、可燃ごみ回収のほうに安易に出さないようにということだけはお願いできたらと思いますので。
- 委員長 要望としてお願いします。
- 鈴木委員 以上です。
- 委員長 ほかに質問はありますか。
- 三輪委員 237ページの浄化槽設置整備事業の件なんで、これも一般質問の中で何度も取り上げられていると思うんですけど、下水の整備が市街化区域に限られましたので、市街化調整区域の方は早く合併浄化槽にしていだかないといけないと思うんですけども、なかなかそれが進んでいないということで、成果報告書の40ページのほうにも、河川の水質に係るということで、環境基準がなかなか達成できない、傘マークがついておりますので、これは市民の皆さんへ、合併浄化槽でない川がどういうふうになっていくのかということも含めてPRをしていただいて。ただ合併浄化槽に替えるには相当なお金がかかりますので、なかなか付け替えというのが難しいかと思うんですけども、必要性和補助をなるべくつけやすいように、宅内配管の補助なんかも検討していただけていると思うんですけども、何とかつけやす

い方法を考えていただいてやっていただきたいということですが、令和2年度この申請というか補助が何件あったのかお尋ねして、今後どういうふうにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

○環境課長 令和2年の浄化槽設置整備事業の補助金の補助実績でございますが、5人槽が18件、7人槽が12件、10人槽が1件、合計31件ございました。

今後の汚水処理でございますが、一昨年12月に下水道のほうが市街化区域を原則とするという方針が出されましたので、調整区域の汚水処理については、合併処理浄化槽の普及促進が重要だと考えております。今は広報だとかホームページ、設置事業者にチラシの配布だとか、下水道組合にチラシの配布を実施しておりますし、特に単独処理浄化槽だとか、くみ取り便槽の多い地区を平成29年から職員で戸別にチラシの配布をずっと順番にやっております。去年はコロナの関係でなかなかできませんでしたが、コロナの合間を見まして宮田町生原地区のほうを回らせていただきまして、今年も順番に実施していく予定にしております。

○尾関委員 先ほど31件の補助ということでしたが、市街化調整区域の中の単独浄化槽の数が把握できていれば、教えてください。

○環境課長 市街化調整区域ではデータはありませんけれども、下水道供用開始区域外で申し上げますと、単独処理浄化槽、令和3年3月31日現在で5,268基ございました。

○委員長 ほかに質問はありますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、先ほどの議案第74号の審査の中で、農政課の委員の質疑に対して答弁が保留となっていましたことについて、当局から答弁を求めます。

○農政課長 鈴木委員のほうから、新規就農者の耕作規模ということで質問されましたので、それについてお答えさせていただきます。

令和3年7月末現在で10組の新規就農者の耕作面積でございますが、合計が5万5,150平方メートルでございます。1組当たり5,515平方メートルとなります。以上です。

○委員長 続きまして、都市整備部都市計画課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長 都市計画課の所管しております一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の56ページ、57ページをお願いいたします。

中段の14款1項2目2節児童福祉使用料は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、58ページ、59ページ上段の14款1項5目3節都市計画使用料は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、62ページ、63ページ中段の14款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページをはねていただきまして、68ページ、69ページ中段の15款4項3目3節都市計画費交付金は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、74ページ、75ページ下段の16款2項6目2節都市計画費補助金でございます。

ページをはねていただきまして、78ページ、79ページ上段の16款4項3目1節都市計画費交付金でございます。

その下、下段の17款1項2目1節利子及び配当金は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、86ページ、87ページ上段の21款5項2目11節は雑入、備考欄、都市計画課分でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

ページをはねていただきまして、206ページ、207ページをお願いいたします。

上段の3款2項4目児童遊園費でございます。

ページをはねていただきまして、266ページ、267ページをお願いいたします。

中段の8款4項1目都市計画費は、270ページ、271ページ中段まででございます。

ページをはねていただきまして、276ページ、277ページをお願いいたします。

下段の8款4項3目公園緑地費は、280ページ、281ページまででございます。

ページをはねていただきまして、366ページ、367ページをお願いいたします。

上段の11款1項2目児童福祉施設災害復旧費でございます。

その下、11款1項3目都市計画施設災害復旧費でございます。

以上、補足して説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○三輪委員　いこまいCARのことでお聞きをしたいと思います。

登録者が8,501人ということなんですけれども、この中でどの程度の方が何回利用されているかということで、特に登録されているけど使われていない方がいらっしゃるかということをお聞きしたいのと、5回以上、かなり頻繁に使っていらっしゃる方がどのぐらいいるかなということをお聞きしたいと思います。

あと、8,501人というのは、多いか少ないかあれなんですけど、10万人の中で誰でも登録できるということから考えると少ないと思うんですけど、意外と高齢者じゃないと登録できないのかなとか、障害がないと登録できないのかなとか、そういうことを思ってみえる方も私が聞いたところであったりするんですけど、PRの仕方はどういうふうに行われているのかも併せてお聞きします。

○都市計画課長　まず、利用者の人数ということなんですけれども、登録は8,501人ということなんですけど、そのうち利用者の方というのは2,118人、これは令和2年度の決算の数字として2,118人ということでございます。

次に、5回以上ということですが、5回以上の方の……。

○三輪委員　件数でもいいです。

○都市計画課長　5回以上の人数は1,230人ございます。

あとPR方法でございますけれども、広報等でPRをしておりますし、あと、これは特に高齢者の方ということなんですけれども、昨年、一応高齢者教室等で、いこまいCARとか名鉄バス、そういった公共交通について御説明する予定だったんですけれども、実際問題はコロナで中止となってしまったものですから、高齢者向けのチラシを作りまして、それを配布させていただいています。

あと、免許返納者とかそういった方に対しましては、防災安全課窓口、また警察署なんかで、そういった免許返納者に対してのチラシを配布しております。

○三輪委員 一度も使っていない方の人数も教えてください。

○都市計画課長 一度も使っていないということですのでけれども、6,383の方が使っていないということになります。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備課について審査をします。

補足説明の前に、部長から一言あるということなので。

○都市整備部長兼危機管理監 都市整備課の決算認定に当たりまして、布袋駅付近鉄道高架化事業に伴う民有地の草刈りにつきましては、これまで定例会の一般質問、全員協議会で答弁させていただきましたが、当該草刈りに係る令和2年度の予算外執行につきましては、10月初旬に議員より御指摘を受けた時点では既に草刈り作業を終えておりまして市が支払う債務が生じておりましたので、早急に支払い手続を進めなければならない、また監査委員からの意見を踏まえ、当初予算の修繕料ではなく委託料として予算外執行することを判断したものでございます。

今回の事案につきまして、12月定例会の一般質問、建設産業委員協議会で議論していただきましたが、予算外執行については、市議会からの意見も何わず、こちらの都合で進めてしまったことは、配慮が足りず、大変反省しているところでございます。

また、民有地の草刈りを路肩修繕で取り扱う不適切な事務処理について、

前年度を踏襲して続けてきたことも改めておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後は、同様の事案を繰り返すことなく、適切な予算執行に努めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

長時間いただきまして、ありがとうございました。

○委員長 御着席ください。

議案第74号について、都市整備課について、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長 都市整備課の所管しております一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の58ページ、59ページをお願いいたします。

58ページ、59ページの中段、14款1項5目3節都市計画使用料は、備考欄、都市整備課分でございます。

ページをはねていただきまして、66ページ、67ページ中段の15款2項5目2節都市計画費補助金でございます。

またページをはねていただきまして、68ページ、69ページ中段の15款4項3目3節都市計画費交付金は、備考欄、都市整備課分でございます。

ページをはねていただきまして、86ページ、87ページ中段の21款5項2目11節雑入は、備考欄、都市整備課分でございます。

ページをはねていただきまして、90ページ、91ページ下段の22款1項3目1節都市計画債でございます。

続きまして、歳出でございます。

ページをはねていただきまして、270ページ、271ページをお願いいたします。

270ページ、271ページ中段の8款4項2目都市整備費で、276ページ、277ページ中段まででございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございますか。

- 三輪委員 273ページの布袋駅エスカレーター設置事業と維持管理事業についてお尋ねしたいんですけど、これは布袋駅を新しくしたことでエスカレーターをつけたということなんですけど、これについて、これは全額江南市の負担ということでしたでしょうか。名鉄が負担している費用というのはなかったのか、確認したいと思います。
- 都市整備課長 こちらの273ページ、布袋駅エスカレーター設置事業の設置費負担金でございますけど、こちらにつきましては、全額江南市の負担でございます。
- 委員長 ほかに質疑はありますか。
- 三輪委員 今、維持管理費も全額江南市ですか。
- 都市整備課長 維持管理費につきましても江南市のほうの負担でございます。
- 三輪委員 よく分からないんですけど、名鉄を利用されている方が使っているわけで、名鉄はエスカレーターが必要ないという判断で、江南市が要るという、そういう判断でこういうことになったのでしょうか、確認です。
- 都市整備課長 名鉄につきましてはバリアフリー対応というところがまずございまして、こちらにつきましてはエレベーターのほうが設置されておりますので、そちらのほうで対応しておりまして、エスカレーターにつきましては、江南市の要望で設置したものでございます。
- 委員長 ほかに。
- 中野委員 今、都市整備部長から冒頭に草刈りの件で陳謝いただいたんですけども、ちょっとしつこいように申し訳ないんですけど、重要なことなので、また再度確認させていただきたいこともございますので、この273ページの草刈りの件なんですけれども、平成23年から路肩修繕で草刈りをやられていたと思うんですけども、普通、完了検査で検査すると思うんですけども、そのときに路肩修繕で項目を上げておいて、工事をやったら草刈りという。完了検査というのは、検査はどのようにやっていたのか。部長のほうの答弁で、議案質疑で、前例を踏襲してという言葉もありましたが、あしき前例を踏襲してやられていたということですよ。この辺の検査のやり方

とか、その辺はどのようにやっていたのか。分かってやっていたということは、完全に隠蔽していたとか、組織的にそういうふうにはやっていたと言われてもおかしくない状況ですよ。その辺の検査についてとか、内容とか、その辺、どのようにやっていたのかお尋ねしたいんですけれども。

○都市整備課長　検査をどのように実施したかということでございますけど、発注後に現場のほうが終わりましたら写真の提出がございますので、写真でその内容を確認して検査したというような状況でございます。ただ、今御指摘いただいた、そもそも修繕費での支出、また項目が路肩修繕ということにつきましては反省しておるところでございますので、申し訳ございません。

○中野委員　これは市長も再三必要な予算だとおっしゃっていて、令和3年度は予算を上げてこなかったということは、矛盾していると思うんですね。本当に必要だったら予算を上げてくればよかったと思いますし、今回、地主の方が自分でやるので、それでいいとおっしゃるんだったら、平成23年から9年、10年、この予算措置をずっとしてきて、もっと早い段階でその交渉に行って、そのような対応もできたと思うんですけど、その対応をされなかったというのはどのようなことなんですかね。

○都市整備部長兼危機管理監　平成23年度からやり続けていたということですけれども、事業を続けなきゃいけないということで、当初にお約束したということを守り続けたということでございますので、申し訳ございませんでした。

○中野委員　この間、公文書開示請求をさせていただいて、草刈りについて、市長まで決裁を取られていますよね、この草刈りについて。ここに文書があるんですけど、今までこういう予算外執行の部分で、市長まで決裁を取られたのってありますか。その手続の経緯というのは、予算外執行にしたというのは、誰がどのように判断してこういう形で。これって結局、先ほど商工観光課に聞いたら、補正予算を上げて表に出してやっていたと思うんですけど、今回こうやって予算外執行でやられると、僕らは議会としてチェックする機会がなくなっちゃうんですよ。それは意図的に隠す意味でこういうふうにはやると取られてもおかしくないと思いますし、完全に議会軽視と言われてもおかしくないと思うんですよ。その判断に至った経緯というのはどのよ

うにされたのか。

- 都市整備課長　この2回目の草刈りについて、時系列で御説明をまずさせていたいただきたいと思います。

10月1日に発注をいたしました。修繕費のほうから発注いたしました。その後、10月2日から5日のほうで実際に現場のほうは完了していたということでございます。この件につきまして、議員から草刈りについての最初の御指摘をいただいたのが5日の夕方、終業後のこととございまして、その時点で現場のほうの実施状況を確認した折に、先ほどお答えしたように、2日から5日の間にもう既に現場のほうはその時点で終了していたということでございます。

その後、実際に市のほうは支払いの義務が、もう現場が終わっておりますので必要だったということでございまして、その支出のほうといたしまして、まず1点目が修繕費のほうで、予算のほうには既決の範囲内で予算措置をしていたということと、もう一点、11月に定期監査が監査委員事務局のほうでございまして、その中で監査委員のほうから支出科目の是正が必要だという旨の御指摘をいただいたということで、この案件につきましては、その後、12月に一般質問、委員協議会等でいろんな御意見をいただいているということで、これは予算外執行を行うということでございますけど、この内容がそういうような状況になっておりますので、市長までの決裁を取らせていただきまして、予算外執行での支出をさせていただいたということでございます。

- 中野委員　ならばきちっと表に出して、議会に報告して予算を立ててやるべきだったと思うんですけれども、前、都市整備部長が全員協議会か何かでおっしゃっていたと思うんですけれど、予算措置すると議会にお認めされないで、令和3年度は予算を上げなかったというようなことをおっしゃっていたと思うんですけれども、そうすると本当にこの予算が必要だったのかというところにもなると思いますし、今まで予算外執行も、先ほど言ったように、議会で認められないので、そういう隠蔽したというか隠してやったと取られてもおかしくないと思うんですけれど、その辺の経緯というか、今、都市整備課長から御説明いただいたんですけれども、再度その辺の中身がよく分からないので、もう一回説明いただきたいんですけれども。

○都市整備部長兼危機管理監　　1月の全員協議会でたくさん御意見をいただいた中で、予算化が難しいというお話をしましたけれども、既にその時点で予算外執行というお話はしていましたので、その時点では令和3年度に向けた準備ということで、令和3年度の草刈りをやるんだったら補正予算が必要だということで、その議論をしていたと私のほうは認識しております。

そうした中、そのときには今までの議会での御意見などを地権者の方にお示しして、地権者の意向だとか議会にも相談しながら、補正予算だとかそういったことを議論したいと申し上げたところであります。

補正予算につきましては、令和3年度対応ということでお話というふうに私は言った覚えであります。

○中野委員　　そうすると、故意的に隠したというわけではなく、事前に、ちょっとしつこいようですけれども、地主の方とお話しして、そういう対応をしておれば、そういう正規な形でやれたと思いますし、こういう予算科目をいけない形でやることもなかったと思うので、その辺は十分反省していただいて。こういう内容だと議会としてもなかなか決算を認定しにくいという部分がありますし、当局の皆さん、毎回のように前例踏襲というような話がございまして、こういうあしき前例を我々が認めてしまうと、こういう形がずっと残っていけば、そうなれば議会としてもチェック機能はできませんし、そういう形でしっかりした形で陳謝していただいて、最終的に認定をするのかどうか、市長の対応もお願いしたいとは思っておりますので、その辺をしっかりと御検討いただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○委員長　　このような今回のこういった問題になっているようなことが今後ないように、十分注意して行っていってください。

ほかに質問はありますか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　　大藪議員から、本件に対して委員外議員として発言したいとの申出がありますけれども、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　異議もないようなので、委員外議員としての発言を許します。

○大藪議員　ありがとうございます。委員長からの許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

まず1点目が、令和3年度、予算計上をされなかったということで、過去に遡って、実際に予算の必要がなかったというふうに解釈させていただいてよろしいでしょうかというのが1点目です。

そして、2点目です。予算額で幾らから市長決裁が必要なのか。現在、私の手元にも令和2年12月10日に議案と市長決裁が受けられている民地の草刈りについてのこういった伺い文書、これの写しが手元にあります。そうすると、今回の民地の草刈りは、18万円弱と市長決裁が不要な金額ではあるが、市長決裁まで取られたということで、大変重要な伺いであったと私は理解しております。そういった理解でいいでしょうか。市長に伺いを立てるくらい、これは大変重要な案件であるということならば、補正予算として議会に諮ってもらわないといけないということですよ。この点いかがなものでしょうか、見解を伺います。

○委員長　すぐ答えられそうでないようであれば間を開けますけど、いいですか。答えられそうですか。

○都市整備部長兼危機管理監　これまでの草刈りに係る費用につきましては、修繕料に組み入れてやっておりました。令和3年度につきましては、地権者の意向を確認しながら予算化をするべきか検討するということをしておりましたので、そういった中で地権者のほうから自ら草刈りするというのを受けて、予算化の必要がなくなったということでございます。よろしくお願いたします。

○大藪議員　平成23年の段階で、今回のように議会にしっかり諮っていただければ、このような問題にはならなかったのではないのでしょうか。いかがですか。

○都市整備部長兼危機管理監　申し訳ございません。そういった内容が現時点で、いわゆる書面なんかでは確認できませんので、答弁がなかなか難しいところでございますので、よろしくお願いたします。

○大藪議員　もう一回聞きますね。

○委員長　指名があってから。

○大藪議員　もう一度お伺いしますね。当時の記録があるないということではなくて、そういうことに関わらず、平成23年にこのような議会への質問、草刈りについての議会への予算計上等の内容があれば、これをしっかりやっていたら、このようなことにならなかったのではないのでしょうかという質問です。

○都市整備部長兼危機管理監　もちろん、平成23年の当時、事細かにこのように御説明していれば、このようなことにはならなかったというふうに判断できます。

○大藪議員　ならなかったということですよ。それ確認でよろしいですよ。そういうふうな確認で。

先ほど私が質問した内容について、まだきちっとお答えをいただけていなかったのが市長決裁の関係です。

市長決裁が予算額で幾らぐらいからでしょうかということとともに、先ほども言ったように、こちらにあります18万円という金額で市長決裁まで取られたということは、これは大変重要なことだと私は考えております。そういった大変重要なことであるにもかかわらず、補正予算計上しなかったんですよ。ここについて説明をお願いいたします。

○都市整備課長　今回、予算外執行を行うということで、決裁のほうは予算外執行に伴う伺いを2つ取ってございます。1つのほうは、まず予算外執行についての処理につきまして、これは通常、市長決裁等が必要ないものでございますが、こちらの案件につきましては、議会と、また新聞報道に至りまして非常に重い案件であるということから、予算外執行を行うという伺いをまず市長決裁まで取ったところでございます。

その後、予算外執行伺いということで、通常取る決裁を決裁規程に基づいて取ったということでございます。

○大藪議員　それぐらい重要だったわけですよ、これ。ということは、まさに議会にきちっとここは説明されて、補正としてきちっと上げられるべきではなかったんでしょうか。お答えをください。

○都市整備課長　今回の予算外執行の手続でございますが、こちらのほうは既決予算の範囲内での流用ということでございますので、このような事務処

理としては予算外執行の対応をしたものでございます。

○大藪議員　お尋ねしますね。これ監査委員から補正予算に上げるべきだというふうに御指摘を受けているのは御存じですよ。いかがですか。

○都市整備課長　こちらのほうは、先ほどお話をさせていただきました11月に定期監査を実施していただきました。その折に、執行科目といたしまして、修繕料で1回目、執行しておりましたことにつきまして、これは委託料に是正するというような内容の御指摘をいただきまして、私どもといたしましては、この執行のほうを修繕料のほうから委託料のほうに改めるという認識でございましたので、このような対応をさせていただいたところでございます。

○大藪議員　何かもっともらしくお話しされていますが、決算での指摘ですよ。決算で指摘をされたんでしょう。違いますか。決算意見書ですよ。決算意見書の御指摘を受けているんでしょう。議案質疑でそうやっておっしゃいましたよね。そこの御回答をいただきたいんですが。決算の回答です。決算の回答をください。

○都市整備部長兼危機管理監　令和2年度の決算審査ということで、令和3年度に行われた内容が補正予算でというふうに書かれておりますけれども、令和2年度当時に補正予算をという話ですと、ちょっと間に合わないということですので、そのような意見は私どもは聞いていなくて、いわゆる科目については是正するように求めがありましたけれども、そういった中で是正をして予算外執行としたものでございますので、よろしく願いいたします。

○大藪議員　いやいや、もう話がずれています。決算ですよ。決算の予算流用についての御指摘についてはどうなんでしょうか。そこですよ。御存じなんですか、そこを。御存じか御存じじゃないか、教えてください。

○都市整備部長兼危機管理監　内容については把握しております。

○大藪議員　だったら、今、都市整備課長は平然とそうやっておっしゃいましたけど、全然駄目じゃないですか、これ。御指摘を受けているにもかかわらず、こういった対応はまずくないですか。

○都市整備課長　ただいま部長から答弁させていただいたんですが、あくまでも私どもといたしましては、令和2年度執行分につきまして予算外執行で支出科目の是正をします。また、令和3年度以降に関しては、修繕料での予

算ではなく、委託料からの予算として立てるということで認識をしております。

○大薮議員　　もっともらしいことをおっしゃってみえるけど、これは令和2年度の決算の御指摘でしょう。違いますか。ここを勘違いしていかんですよ。都市整備部長、お答えください。令和2年度の決算の決算審査書ですか、あれの67ページの4ですよ。ちょっと読み上げていただいているですか。それが都市整備課分ですよ。この間、議場でおっしゃったじゃないですか、議案質疑のときに。それをちょっと読み上げていただけますか、その部分を67ページの4です。

読んでください、ぜひ。

○都市整備部長兼危機管理監　　流用に予算を執行したものがあつた。緊急を要する支出の発生と流用による予算の執行も認められた手法ではあるが、本来は補正予算を計上されるべきものであり、安易に予算流用を行うことのないよう適切に執行されたいという内容でございます。

○委員長　　なかなか終わらないんで、ある程度質問を簡潔に。もう1問、2問でお願いしますね。

○大薮議員　　今、いろいろお答えいただいておりますが、最終的にこれについては、実際にどうなんですか。結論的にはありなんですか。今、都市整備部長にお答えいただきたいんですが、今の読み上げていただいた内容も含めて、もう一回お答えいただけますか。私の質問は分かりますよね。

○都市整備部長兼危機管理監　　こうした令和2年度決算における御指摘を受けまして、令和3年度以降の予算ではこういったことがないようにというふうに私は捉えております。

○大薮議員　　分かりました。結構です。

○委員長　　ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課に行く前に、ちょっと12時を回ってしまいましたけど、ここで休憩にしたいと思います。

午後0時01分　　休　憩

午後1時20分　　開　議

○委員長 休憩前に引き続き続行させていただきますけれども、先ほどの都市整備課のことに關しまして、都市整備部長のほうから発言があるという形なので、発言のほうをお願いします。

○都市整備部長兼危機管理監 先ほど都市整備課の中で令和2年度江南市決算審査意見書の中の67ページ、4の予算流用について読み上げさせていただきました。

この内容につきましては、都市整備課でいいますと7月中旬に決算審査が行われまして、全庁の中でこういった審査が行われた中でこの内容がかかったというものでありまして、令和3年度以降、こういったことを留意してやっていくということでございますが、ただ、昨年度令和2年度では、都市整備課において予算外執行についていろいろ市議会から意見もあったところ、意見も伺わずこちらの都合で進めたことにつきましては、配慮が不足反省しているということで誠に申し訳ございませんでした。

今後は4の予算流用について、こういったことに配慮して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 休憩前に引き続きまして、土木課について審査を行います。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 それでは、土木課所管の決算について説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、決算書の58、59ページをお願いいたします。

上段の14款1項5目土木使用料のうち、1節道路橋りょう使用料及びそのすぐ下にあります2節河川使用料でございます。

ページをめくっていただきまして、62、63ページの上段にあります14款2項5目土木手数料のうち、1節土木管理手数料の土木課分である証明手数料でございます。

少しページめくっていただきまして、66、67ページの中段にあります15款2項5目土木費国庫補助金のうち、1節道路橋りょう費補助金でございます。

また少しページめくっていただきまして、80、81ページの最上段にあります17款2項1目不動産売払収入のうち、2節土地売払収入の土木課分である廃道敷地売払収入でございます。

少しページをめくっていただきまして、86、87ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目雑入のうち、11節雑入の土木課分であるコピー等実費徴収金及び歩道橋ネーミングライセンス料でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、256、257ページをお願いいたします。

中段の8款1項1目の道路管理費であります。ページをめくっていただきまして、258、259ページの上段にかけて掲げております。

ページをめくっていただきまして、260、261ページをお願いいたします。

下段の8款2項1目道路橋りょう費であります。ページをめくっていただき、262、263ページの下段にかけて掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて、建築課について審査を行います。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長　建築課が所管しております一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

一般会計歳入歳出決算事項別明細書の58ページ、59ページをお願いいたします。

中段の14款1項5目4節住宅使用料でございます。

ページをはねていただきまして、62、63ページ上段の14款2項5目1節土木管理手数料は、備考欄上段、建築課分でございます。

はねていただきまして、68、69ページ中段の15款4項3目1節土木管理費交付金でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページ中段の16款2項6目1節土木管理費補助金でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページ中段の16款3項5目1節土木

管理費委託金でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページ最上段の21款5項2目11節雑入は、備考欄下段の建築課分でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

258ページ、259ページをお願いいたします。

上段の8款1項2目建築指導費は260ページ、261ページ下段まででございます。

少し飛びまして280ページ、281ページ中段の8款5項1目住宅費は282ページ、283ページ上段までとなっております。

以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○中野委員　59ページの市営住宅家賃の件なんですけれども、これって、前、市営山王住宅かどこかの管理の方から共益費とか、ああいう部分を家賃か何かで払っておるというふうになっていて、通常共用部分は大家さんというか、これは市営住宅で江南市なんで、そういう部分の支払いは市が払うと思うんですけど、その辺は今、入居者の方が払っていらっしゃるんですかね。

浄化槽だったりとか、何かいろいろ共用部分で使っている部分があると思うんですけど。

○建築課長　今言われた共用部分及び污水处理施設等の話でございますが、家賃には含まれておらず、ただ、江南市営住宅の設置及び管理に関する条例というところで、入居者の費用負担義務というところで、共同施設または給水施設及び污水处理施設の使用に要する費用の負担をお願いしておりますので、個人の負担を直接払っていただいております。

すみません。ちょっと追加で補足なんですけれども、個人から集められたものは、例えば市営住宅の中で組織されている区の中で費用を集められて、そこから支出をしていると。だから、市のほうの財布は通っていませんということでございます。

○中野委員　それは今3つ住宅があって、山王と力長と東野でしたっけ。あ

そこは全部そのようにやっているのかということと、例えば共益費の部分が毎月、多分金額は変わらんとするんですね。その中で入居者の方が人数が欠けた場合というのは、例えば100万円を満室なら100人で割っておったけれども、これが90人に減っておったら、これはまた90人で割るということになるんですか。

○建築課長　　今言われた人数で割るということなんですけれども、基本的にはそういう形でやっております。3住宅一緒ですということでございます。

人数につきましては、今のところ152戸のうち151戸、99%の入居率でございますので、差し当たっての大きな問題にはなってございません。

○中野委員　　でもあれですよ、空室が増えた場合は1人の入居者の負担が増えるということではないんですかね。

○建築課長　　そういうことでございます。

○中野委員　　その共用部分の費用負担の範囲をちょっと教えてもらえますかね。さっきの汚水処理だとか電気代だとか、そういう部分の。共同住宅だと共用部分はオーナーが払うのが通常だと思うんですけど。

○建築課長　　先ほど言いました江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の中で義務づけられておる中身についてでございますが、電気、ガス、水道及び下水道の使用料、下水に入っておれば下水の使用料、入っていないければそれに関するものは取られないということでございます。

あと汚物及びじんかいの処理に要する費用、先ほど言いました共同施設または給水施設、汚水処理施設の使用に要する費用ということでございます。それと、今言ったもの以外に市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用ですね、そういったところが入居者の費用負担分としてお願いをしております。

○中野委員　　今、59ページの市営住宅家賃というのは、純粋に4,116万円何がしと書いてあるんですけど、これは家賃だけで共益費とかは入っていないんですか。

○建築課長　　入ってございません。

○中野委員　　そうすると、共益費の部分はそっちの区のほうに入って共用部分も支払っているという認識でいいですか。

○建築課長　　そのとおりでございます。

○中野委員 今後、その辺を市のほうで負担するとか、どこかの住宅からそんな要望書というか、何か出ていたような記憶があるんですけど、改善していく考えはないですか。

○建築課長 今のところ、民間の共同住宅についても同じような考えで施行されております。

すみません。県営住宅及び近隣の市営住宅につきましては、同じようなやり方をしておりますということでございますが、今のところ変えていくつもりはございません。

○中野委員 はい、分かりました。

○委員長 ほかに質問は。

○尾関委員 成果報告書の98、99、100と3ページにわたりまして、その活動に対する自治会回覧回数が全てゼロ回ということになってはいますが、何らかの理由があったんでしょうか。

○建築課長 2年前まで周知に地元回覧等を使わせていただいておりますが、おったんですけれども、コロナの発生に併せまして、やり方について訂正をしております。

○尾関委員 そうすると、今年度からはこの項目がなくなるということなんですかね。目標値に対して実績値を出すという仕組みなんですけど、目標を設定されないことになるんですかね、令和3年度からは。

○建築課長 回覧等の実際の効果が高いというのは認識しておるんですけれども、実際、広報を担当しております地方創生推進課との調整によりまして、このような結果となっております。

○尾関委員 すみません。最後になります。

今年度からは、もう回覧という方式ではなくなるということですかね。

○建築課長 今年度からはではなくて、今年度は難しいという返事をいただいておりますので、またコロナの状況次第では、こちらとしては復活したいなというふうに思っております。

○委員長 ほかに。

○稲山委員 101ページですけど、この活動指標の中の空き家に関する相談件数が、目標値の50を倍近く増えて106件という件数になっております。

その中で、課題の中に相談申請が増加してきており、その対応に多くの時間が要しているため、組織体制を整える必要があるといった内容が書かれておりますけれど、私も空き家対策の相談というか、そういった申請窓口を建築課に置くことについて一般質問した経緯がありますけれど、そのときに切にお願いをしてきました。こういったことに非常に時間を取られるものだから、職員の増員を図るようにといったことを当局側をお願いをしたわけですが、その点、全く反映されていないような感じになっておりますけれど、今後、そういった対応はきちっとしてもらえるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたい。

- 建築課長 人事配置につきましては、定期的に4月、10月に担当と協議する機会がございますので、引き続き、当然人口減少に伴って空き家が増えてくるというのは目に見えて分かっておりますので、強く要望していきたいというふうに思っております。
- 稲山委員 ぜひとも、ほかの議員も働き方改革だとかといって一生懸命やられておりますので、そういった点も含めて、しっかりとこれは人事担当のほうに言っていただいて、過労といいますか、そういったことのないように、時間外就業のないような体制を整えていただくようお願いをしておきます。以上です。
- 委員長 要望としてお願いします。
- 三輪委員 関連してですが、やはり昨年が3件しかなかったという今の空き家を壊す、その補助金なんですけど、何とかこれが相談件数に応じたような件数が増えていくといいと思うんですけど、何か増えない理由があれば聞きたいということと、あと成果報告書の101ページの真ん中辺に被相続人居住用家屋等確認申請書というものの審査が11件というのがあるんですけど、これについて、これが空き家対策になるということをちょっと説明していただければありがたいと思います。
- 建築課長 すみません、3,000万円控除の話から先に話させていただくんですけども、実際、空き家になったと、住まわれておった被相続人が発生して空き家になったという場合でございますけれども、そこから3年以内にその物件自体、建物、土地に関して譲渡の形で一般の流通に乗せるという形

になりますと、それに係る3,000万円の譲渡所得の控除が受けられるというところで、それが結果的には早期に空き家の処理につながっていくというところで関連しておることかと思われまます。

あと、最初に言われた解体補助金の3件につきましては、平成30年、令和1年、令和2年というふうに創設して3年目ということですが、それまでは3件、3件ということで、予算、実績ともに3件ですが、こここのところどうも増えてきておると。要望もかなり増えてきておるという実態を鑑みまして、来年の予算につきましては、一応5件ということで要望を上げておるところでございます。まだ話だけでございますけれども、一応要望は上げる方向で検討しております。

○三輪委員　　すみません。そうするとこの相談件数というのは、壊すということまでは行ってないけれど、どうしたらいいかなという相談ということで、実際に壊すことにならないとこの補助が出ないので、この件数と実際の差が非常にあると、そういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

○建築課長　　はい、そうでございます。

○三輪委員　　なかなか申請のハードルが高いというようなこともあるのかもしれないんですけど、本当にこれは深刻な問題だと思いますので、何とか申請しやすいような周知ですとか、何とか相談がうまくいくようにということでこれを進めていただければなあと思います。

それで、空き家については、やはり官民協働でみたいな話もあったんですけど、例えば空き家をカフェにするとか、芸術家の方に安く売って、そこで何かを作ってもらうとか、何かそういういろんな取組が全国各地であるようなことも聞いておりますので、そういうことも考えていらっしゃると思うんですけど、ぜひそういうのを進めていただいて、空き家ばかりというような地域にならないような工夫も今後をよろしく願いいたします。

○委員長　　じゃあ、要望としてお願いします。

ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでございますので、続いて、防災安全課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 それでは、防災安全課が所管する決算につきまして御説明させていただきます。

一般会計歳入歳出決算事項別明細書54、55ページをお願いいたします。

54、55ページ最下段、14款1項1目1節総務管理使用料のうち、備考欄の防災安全課、防災センター目的外使用料（職員組合）と、はねていただきまして、56、57ページ最上段の布袋交番用地目的外使用料（電柱）でございます。

少しはねていただきまして、70、71ページをお願いいたします。

70、71ページ中段の15款4項6目1節総務管理費交付金で、備考欄の防災安全課、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

はねていただきまして、72、73ページをお願いいたします。

72、73ページ中段の16款2項1目1節総務管理費補助金のうち、備考欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金と南海トラフ地震等対策事業費補助金、そして、高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金でございます。

少しはねていただきまして、78、79ページをお願いいたします。

78、79ページ中段、17款1項1目2節使用料及び賃借料のうち、備考欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

はねていただきまして、80、81ページをお願いいたします。

80、81ページ中段の18款1項1目1節総務管理費寄附金のうち、備考欄の防災安全課、寄附金と新型コロナウイルス感染症対策寄附金でございます。

はねていただきまして、82、83ページをお願いいたします。

82、83ページ上段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、備考欄の防災安全課、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

少しはねていただきまして、86、87ページをお願いいたします。

86、87ページ、21款5項2目11節雑入のうち、備考欄の下段をお願いいたします。備考欄の下段、防災安全課、放置自転車等売却代、放置自転車等返還金、交通事故損害賠償金、建物総合損害共済解約払戻金でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきますので、大きくはねて

いただきまして、126、127ページをお願いいたします。

126、127ページ下段の2款1項7目防災安全費、備考欄の人件費等から、少しはねていただきまして、134、135ページ下段にあります備考欄、防犯灯補助事業まででございます。

大きくはねていただきまして、210、211ページをお願いいたします。

210、211ページ上段、3款4項2目災害救助費、備考欄の災害救助事業でございます。

補足して説明することはございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 133ページの高齢者運転支援装置設置促進事業ですけれども、これについて何件ぐらいあって、また何か募集していたような気がするんですけれども、今後、まだ促進していくのかどうかというので、ちょっと数を教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 高齢者安全運転支援装置設置費補助金でございますけれども、令和2年度実績で申し上げますと、全体で82件のお申込みをいただいたものでございます。

○三輪委員 これについては、申請をしようと思ったけどできなかったみたいな話もあったんですけれども、そういう件について、何かいろいろ相談があったりということはないですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 お申込みの段階でこういった装置の設置について御希望される方がございますが、御相談の中で取付けができない車種であったりとか、例えば外車等については対応ができないということもございました。そういったことから設置を断念された方はございます。そういった御相談を受けたことはございました。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて、水道部下水道課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　水道部下水道課所管の一般会計に係る決算について御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、歳入歳出決算事項別明細書の66、67ページをお願いいたします。

下段の15款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金は、鹿子島及び神明排水ひ管操作委託金でございます。

次に、76、77ページをお願いいたします。

下段の16款3項5目土木費委託金のうち、2節河川費委託金は、青木川調節池など県施設の操作委託金でございます。

次に、82、83ページをお願いいたします。

上段の19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、備考欄の下水道課分でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、大きくはねていただきまして、262ページ、263ページをお願いいたします。

8款3項1目河川費は、262、263ページ最下段から、はねていただきまして、266、267ページ中段にかけて掲げております。

次に、はねていただきまして、282、283ページの中段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費、27節繰出金は、下水道事業会計への繰出金でございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○三輪委員　265ページの河川維持管理事業の中、14節の工事請負費なんですけど、河川安全施設工事費と河川水路整備工事費というのがあるんですが、すみません、具体的にどこをどういうふうに直したのかというのが分かれば教えていただきたい。

○水道部下水道課長　河川安全施設工事費というものは、主に水路のフェンス等が破損していたりとか、転倒していたときに直す工事でございます。

具体的な場所としましては、フェンスのほうは江南団地内の排水路ですね、こちらのほうのフェンスが破損していたということで地元のほうから要望がありまして、修理のほうをさせていただいたものでございます。

下段の河川水路整備工事費というものにつきましては、こちらのほうを具体的に申し上げますと、高屋町を通っております小規模排水路がございまして、小規模排水路のところ市街化区域の中を縦断している水路でございまして、非常に草等が大きく生えるということと、護岸が崩れやすいということでございまして、こちらのほうの水路について、コンクリート張り土留め板柵工で整備させていただいているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

○三輪委員　267ページの雨水貯留施設維持管理事業の中のインフラ施設の修繕料というのがあるんですが、これはどこをどうやって直したのか教えてください。

○水道部下水道課長　こちらのほうのインフラ施設といたしましては、主な修繕として和田町の2号調節池、あちらのほうの工業地域内の調節池が2つございまして、そちらのほうの1つの調節池のポンプが故障しておりまして正常な運転がちょっとできないということで、こちらのほうを修理したものでございます。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　じゃあ質疑も尽きたようでありますので、続きまして、水道課について審査をいたします。

じゃあ、当局から補足説明がありましたらよろしくお願い致します。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、水道課所管の決算について御説明させていただきます。

最初に歳入でございまして。

決算書の68ページ、69ページをお願いいたします。

中段の15款4項2目衛生費交付金、3節上水道費交付金でございまして。

続きまして、歳出でございます。

238ページ、239ページをお願いいたします。

下段、4款3項1目上水道費、18節負担金、補助金及び交付金、27節繰出金でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後1時58分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第76号 令和2年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続きまして、議案第76号 令和2年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長 議案書の172ページ、令和3年議案第76号 令和2年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついてを御説明させていただきます。

それでは、決算書及び附属資料31ページをお願いいたします。

36ページにかけまして、本事業の特別会計歳入歳出決算書でございます。

内容につきましては、383ページ、令和2年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書で御説明させていただきます。

ページをはねていただきまして、384、385ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款使用料及び手数料から最下段、5款諸収入まででございます。

ページをはねていただきまして、386ページ、387ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、下段、2款土地区画整理事業費は、388ページ、389ページまででございます。

390ページには実質収支に関する調書を掲げております。

以上、補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後2時01分 休 憩

午後2時01分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第79号 令和2年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定
について

○委員長 続きまして、議案第79号 令和2年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 議案第79号について御説明を申し上げますので、議案書の175ページをお願いいたします。

議案第79号 令和2年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について御説明させていただきます。

別冊の令和2年度愛知県江南市水道事業会計・下水道事業会計決算書及び事業報告書の5ページをお願いいたします。

令和2年度愛知県江南市水道事業決算書でございます。

はねていただきまして、6ページ、7ページの令和2年度江南市水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして、16ページから19ページの令和2年度江南市水道事業貸借対照表まででございます。

なお、14ページには、令和2年度江南市水道事業剰余金処分計算書（案）を掲げておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、21ページをお願いいたします。

令和2年度愛知県江南市水道事業報告書でございます。

はねていただきまして、22ページの1. 概況から、少しはねていただきまして、40ページ、41ページの5. 附帯事項まででございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

令和2年度愛知県江南市水道事業その他決算附属書類でございます。

はねていただきまして、44ページの1. 令和2年度江南市水道事業キャッシュ・フロー計算書から、少しはねていただきまして、56ページから61ページの5. 企業債明細書まででございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 すみません。議案質疑でもあったんですけども、今年度についてはかなり大幅な黒字ということで、17ページの当年度未処分利益剰余金の2億7,220万9,187円が取りあえずの利益なのかなというふうに思うんですけど。基幹管路の整備とかもあると思うんですけど、やはり令和2年からの大幅な値上げというのがこれに関わってくると思うんです。本当に市民生活にとっては大変で、議案質疑の中でも滞納についての給水停止が何か200件以上あるみたいな話もあったんですけど、本当に水道の給水停止なんていうのは命に関わると思うんですけど、何とか剰余があった場合は料金を下げていくとか、減免できるのを増やしていくとか、何かそういう方法がないのかなと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○水道事業水道部水道課主幹 令和元年度に策定しました経営戦略において、水道料金は5年ごとに見直すこととしております。令和7年度に新たに料金改定を行う予定となっておりますけれども、5年間の算定期間となっておりますので、今年度だけの決算では判断できませんけれども、今後、経営戦略の投資・財政計画等を毎年更新していく中で、次回の料金改定率も変動していきますので、次回の料金改定のときに、再度検討していきたいと思っております。

○三輪委員 今年の剰余というのは予測されたことなのか、コロナ等の影響があってふだんと違うものなのか。今後、この剰余金がどうなっていくというか、予測というのは分かりますか。

○水道事業水道部水道課主幹 主に収益として内部留保資金で積んでいくのは、キャッシュ・フローのほうが分かりやすいかもしれないんですけども、44ページの最下段、約10億円というのがキャッシュ・フローでの収益となってきました。

実際、今年度の見込みとしましては、予算上ではもう少し収益が上がる予定ではあったんですけども、コロナ減額をやりましたので、その分が減収となっております。経営戦略の予算からいくと、収益としては予想よりも下回っているという状況でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 2 時 08 分 休 憩

午後 2 時 08 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第79号においてお諮りします。

初めに、利益処分についてを挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、決算認定についてを挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第80号 令和2年度江南市下水道事業会計決算認定について

○委員長 続きまして、議案第80号 令和2年度江南市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 議案第80号について御説明申し上げますので、恐れ入りますが議案書の176ページをお願いいたします。

議案第80号 令和2年度江南市下水道事業会計決算認定について御説明させていただきます。

別冊の令和2年度愛知県江南市水道事業会計・下水道事業会計決算書及び事業報告書の63ページをお願いいたします。

令和2年度愛知県江南市下水道事業決算書でございます。

はねていただきまして、64ページ、65ページの令和2年度江南市下水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして、70ページ、71ページの令和2年度江南市下水道事業貸借対照表まででございます。

なお、69ページには、令和2年度江南市下水道事業剰余金処分計算書(案)を掲げておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、75ページをお願いいたします。

令和2年度愛知県江南市下水道事業報告書でございます。

はねていただきまして、76ページの1.概況から、少しはねていただきまして、91ページの5.その他まででございます。

続きまして、93ページをお願いいたします。

令和2年度愛知県江南市下水道事業その他決算附属書類でございます。

はねていただきまして、95ページの1.令和2年度下水道事業キャッシュ・フロー計算書から、少しはねていただきまして、112ページ、113ページの5.企業債明細書まででございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後2時11分 休 憩

午後2時11分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

行政視察について

○委員長　　続きまして、行政視察についてを議題といたします。

この件につきましては、6月の委員会において、新型コロナウイルス感染症の感染状況や、ワクチン接種の状況を踏まえながら協議をしていくとしておりました。しかし、現在でも愛知県にも再び緊急事態宣言が発令されておりますので、引き続き新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら協議を行っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは、皆様のもし意見があるようであれば、その意見を参考し、今後の新型コロナウイルスの状況を踏まえながら協議をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

また、何か御意見や御提案があるような場合には、正・副委員長に伝えていただくようお願いいたします。

研修会について

○委員長　　続きまして、研修会についてを議題といたします。

研修会につきましても、行政視察と同様に6月の委員会において新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら協議していくこととしており、御提案がある場合は正・副委員長へお伝えくださるようお願いしておりましたけれども、現在のところ御提案はありません。何か御提案や御意見はございますでしょうか。

○稲山委員　　提案ということまでではありませんけれど、いろいろ木曽川関係の決壊だとか、浸水被害を非常に今回も言われておりましたので、一度木曽川上流河川事務所、国土交通省の関係の方をお呼びいただいて、木曽川で

のそういった問題について、一度研修会を開いたらどうかなと思っておりますけれど、ほかにもっといいあれがあれば、またそれはそれで検討していただければ結構かなと思いますので、よろしくお願いします。

- 委員長　そうですね。ちょうど大雨が毎年のように降っているというのもございますし、河川敷のことに関しては、非常に皆さん興味のあることであると思います。非常に案としていいと思います。

ほかに何か違う案はありますか。

ないですか。

[挙手する者なし]

- 委員長　であれば、今稲山委員が言われた内容を中心にして、まだまだ日程、それから講師とか全く決まっていない段階なものですから、そういったところを正・副委員長に一任していただきまして、こちらのほうで検討をしていきたいと思っておりますので、それで結構ですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- 委員長　御異議もないようでございますので、そのように決めさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

私から、今2時15分、ちょっと時間が早くという形で、順調に終わったと言えば順調に終わったという形で、何に関しても、議員の皆様に関しても慎重なる審議のほうをしていただきまして、また当局の方に関しても、分かりやすくしっかりと答弁のほうをしていただきまして、皆様のおかげをもちまして本当に滞りなくこの委員会が終了するということことができました。本当に感謝を申し上げます。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午後2時16分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 片山裕之